

各 部 局 長 殿

副市長 河野 太郎

令和3年度の予算編成に対する基本的な考え方について（依命通知）

令和3年度の予算編成方針が決定されましたので、次の基本的な考え方に沿って、予算編成作業を行ってください。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」で、感染拡大を防止し事業と雇用を守り抜くため、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることを示したうえで、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は甚大であり、これまでに経験したことのない、正に国難ともいえるべき局面に直面しており、我が国の経済はリーマンショック以上といわれる程、極めて厳しい状況にあるとしながらも、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくこととしております。

さらに、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、あわせて、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめとした「新たな日常」の実現に向けた動きを加速することとし、令和3年度予算については、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、編成を行うこととしております。

このような中、本市においては、まちづくりの指針である「第五次宮崎市総合計画」に基づき、将来の都市像である「未来を創造する太陽都市『みやざき』」の実現を目指すため、「地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る」をまちづくりの基本姿勢として、「市域の均衡ある発展と地域の特性を生かした協働のまちづくり」「災害に強いまちづくり」「豊かな地域社会を築く地方創生の実現」を進めていくこととしております。

また、「前期基本計画」においては、将来の都市像を具現化する理念として、「市民が主役の市民のためのまちづくり」を設け、「株式会社宮崎市役所づくり」「きずな社会づくり」「元気な宮崎づくり」の3つの「都市経営の基本方針」を掲げると

ともに、「選択と集中」の観点から、分野横断的な取組である5つの「戦略プロジェクト」（「クリエイティブシティ推進」「フードシティ推進」「観光地域づくり推進」「子ども・子育て推進」「地域コミュニティ活性化」）を推進することとしております。

一方で、財政収支の見込みに関しては、歳入面では、新型コロナウイルス感染症によってもたらされた企業の生産活動の低下や個人所得の減少及び住民の消費活動等の自粛等により、市の歳入の根幹である市税において、約40億円（約7.3%）の大幅な減収を見込んでおり、また、歳出面では、高齢者人口の自然増や少子高齢化に伴う医療・介護需要の増加等が引き続き見込まれることに加え、新型コロナウイルス感染症対策としての事業の継続や雇用の維持、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、また、自然災害、老朽化した公共施設の改修や未更新設備への対応などが見込まれることから、総合計画に掲げる重点的な事業への予算配分が非常に厳しい見込みとなっております。

これらの状況を踏まえ、令和3年度の予算編成に当たっては、「第五次宮崎市総合計画前期基本計画」に合わせて策定した「宮崎市中期財政計画」に基づき、限られた資源を有効に活用する観点から、これまで以上に思い切った事業の見直しを行うなど、行財政改革を強力に推進することにより、将来の都市像である「未来を創造する太陽都市『みやざき』」の実現に向けて、宮崎市の発展に資する施策に重点的に取り組み、将来にわたって真に必要な市民サービスを提供する上で必要不可欠な健全財政を実現するとともに、新型コロナウイルス感染症による社会変化を的確に捉えながら、次の3つの基本方針の下に予算編成を行うこととします。

あわせて、国から交付されている「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に該当する事業については、交付金の有効活用を図るため、令和2年度3月補正予算での対応を検討することとします。

1 3つの基本方針

（1）第五次宮崎市総合計画前期基本計画及び宮崎市地方創生総合戦略の着実な実施

持続可能な地域社会の形成に向け、都市としての生産性を向上させ、すべての市民が支え合う共同体としての総合力を高めていくため、「第五次宮崎市総合計画前期基本計画」に掲げる5つの戦略プロジェクト（「クリエイティブシティ推進」「フードシティ推進」「観光地域づくり推進」「子ども・子育て推進」「地域コミュニティ活性化」）に、「選択と集中」のもと、優先的かつ積極的に取り組む。また、地方創生をさらに推進するため、すべての市民が将来にわたって豊かに「生きる」「暮らす」「働く」ことができるよう、「宮崎市地方創生総合戦略」との一体的な取組を推進する。

(2) 徹底した行財政改革の取組と健全財政の確立

「健全な行財政運営の確保」に向け、「第8次宮崎市行財政改革大綱」を踏まえ、「公民連携の推進」を念頭に、行財政改革に徹底的に取り組む。

また、「宮崎市中期財政計画」における目標を達成するため、投資事業の厳選化により可能な限り市債残高の圧縮を図るとともに、財政調整基金等についても取り崩し額の抑制に努めつつ一定額を確保する。あわせて、市税等の自主財源の収納率向上などの歳入確保対策や、事業評価を活用したスクラップ・アンド・ビルドの徹底により歳出全般の見直しを図るなど、財政健全化に取り組む。

(3) 新型コロナウイルス禍への対応

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることにより、市民の命と健康を守りながら、経済回復への実現へ向けた施策展開を図る。

また、次世代型行政サービスの早期実現を目指し、「新たな日常」の構築に向けた自治体DXの促進を図る。

2 基本的事項

(1) 総合計画戦略プロジェクト及び地方創生総合戦略の推進

総合計画前期基本計画に掲げる5つの戦略プロジェクト等に取り組み、あわせて、地方創生の実現に向け、地方創生総合戦略との一体的な取組を推進する。

- ①クリエイティブシティ推進プロジェクト
- ②フードシティ推進プロジェクト
- ③観光地域づくり推進プロジェクト
- ④子ども・子育て推進プロジェクト
- ⑤地域コミュニティ活性化プロジェクト
- ⑥その他、総合計画前期基本計画の実効性を高める重要な事業

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症による社会の変化を的確にとらえ、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経済回復に取り組み、市民生活や地域経済を支援する施策を積極的に推進する。

(3) 自治体DXの推進

AIやRPAなどの最新技術の活用や、行政手続きのオンライン化などの取組を推進し、市民の利便性の向上に努めるとともに、「新しい日常」へ向けた事業の構築を図る。

(4) 市民の命を守る事業の取組

新型コロナウイルス感染症に係る防疫対策及びその他の感染症の予防対策や、南海トラフ地震など切迫化する巨大地震への対策、激甚化・頻発化する水災害への対策など、防災、減災、国土強靱化を推進し、市民の命を守る事業に引き続き

取り組む。

(5) 市制100周年を見据えた次世代につなぐまちづくりの推進

令和6年度の市制施行100周年を見据え、計画的・効率的な施設経営を行いつつ、次世代につなぐまちづくりを引き続き推進する。

(6) 施策評価・事業評価結果の反映

施策評価及び事業評価制度における評価対象事業については、その評価結果を適切に反映した事業内容とする。また、事業評価対象外事業についても点検を行い、効果的かつ効率的な事業実施を行うなど改革・改善に努める。

(7) 令和元年度決算審査結果の反映

令和元年度決算審査の結果を踏まえ、意見・要望を適切に反映する。

(8) 予算要求基準の設定

「選択と集中」の観点から、限られた財源を適切に配分するため、「重点化事業」「政策的事業」「公共投資関係事業」「義務的経費」「一般行政事業」の5つの区分ごとに予算要求基準を設定する。(詳細は別紙)

(9) 各部局別予算達成目標の設定

都市経営の視点に立ち、市政を推進する経営層の一員としての各部局長の改革に向けたイニシアティブを発揮させるため、普通建設事業費以外の経費については、令和2年度当初予算額の一般財源に市債を加えた額(以下「一般財源ベース」という。)から、15%減じた額を各部局の予算達成目標として設定する。ただし、重点化事業のうち戦略プロジェクトにおける新規事業(新型コロナウイルス経済回復関連事業を含む。)、エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業、デジタル化推進事業(「情報化推進計画」における新規・拡充事業)及び義務的経費(人件費・扶助費・公債費・特別会計繰出金等)は対象外とする。

また、普通建設事業費について、補助事業(交付金事業を含む。)は、令和2年度当初予算額(一般財源ベース)で据え置き、単独事業は、令和2年度当初予算額(一般財源ベース)から10%減じた額を予算達成目標額として設定する。ただし、重点化事業及びエコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業については対象外とする。

なお、予算達成目標の設定の際は、令和元年度3月補正予算に前倒しした事業費(一般財源ベース)及びふるさと愛寄附金充当額について考慮するものとする。

従来より、部局単位での目標額設定による予算編成を行っているが、中期財政計画を踏まえた財政健全化を図るため、要求時に部局単位における目標を達成していない部局については、厳しい姿勢で査定に臨むこととし、事業評価を活用

した既存事業の見直しや、特定目的基金などの活用による財源確保に努めることとする。

あわせて、本年度の「市長からの指示事項」に基づき、既存事業の思い切ったスクラップと斬新な事業のビルドの徹底を図るため、新規事業の立案や継続事業の拡充などを行う場合、部局単位における優先順位を付けるとともに、財源が確保できない事業については、予算要求を認めないものとする。

3 限られた予算の有効活用

(1) 国の予算や地方財政計画等が未確定ではあるものの、これらの動向を見極めつつ、的確な予算の見積もりを行う。

(2) 当初予算編成後に生じた制度改正等に伴う経費、災害復旧関係費等、緊急又は真にやむを得ないものを除き、原則として補正は行わないものとし、市民ニーズに直結する事項が生じた場合には、財政課と事前に十分調整を図る。

(3) 厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保を図る観点から、市税等の収入未済額の縮減及び貸付金等の債権管理の適正化を図るとともに、受益者負担の原則に立ち、「宮崎市公共施設使用料設定基準」等に基づき、使用料・手数料等の定期的な見直しを行い、適正化を図る。

また、宮崎ふるさと愛寄附金（ふるさと納税）、広告事業の導入、特定目的基金の活用及び公益法人等の助成事業の有効活用等により、可能な限り財源の確保に努める。

(4) 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、執行しないこととしたイベント等の事業については、改めて、その事業の必要性を精査するとともに、実施の検討を行う際には実現可能性の観点から、その規模や内容について、徹底した見直しを行う。

なお、見直しにあたっては、ウィズコロナの視点から、防疫対策など必要な対策を講じることとし、その費用については、規模縮小などにより対応するなど、予算要求基準の範囲内で実施することとする。

(5) 監査委員による定期監査等や包括外部監査人による包括外部監査の指摘の中で、予算編成に係る事項は、改善の上、適切に反映する。

(6) 第五次宮崎市総合計画前期基本計画に位置付ける戦略プロジェクト等事業の構築・選定にあたっては、議会、宮崎広域連携推進協議会等の議論や意見等を可能な限り反映する。

4 資源の集中化に当たっての方針

既存事務・事業の徹底的な見直しを行うとともに、費用対効果の観点から事

業の優先度を明確化しつつ、次の点に留意し資源の集中化を図る。

- (1) 新規事業等の財源確保を図るための思い切った既存事業のスクラップ
- (2) アウトソーシング（外部委託・民間ノウハウの活用等）による業務の合理化・効率化
- (3) 事業の終期の設定や将来を見据えた段階的な削減
- (4) 人件費・扶助費・特別会計繰出金など義務的経費の見直しの検討
- (5) 債権管理の徹底と「宮崎市公有地有効活用等基本指針」を踏まえた未利用財産の有効活用及び売却
- (6) 部局間で連携した事業の構築
- (7) 各総合支所と関係部局との連携・調整

5 事業立案の際に配慮すべき事項

新たに事業を立案しようとするとき、又は既存事業の組み替えを行う際には、次の点に配慮する。

- (1) 第2期宮崎市地方創生総合戦略における基本的な考え方（SDGsとの一体的な推進、関係人口の創出・拡大、Society5.0の実現に向けた技術の活用、多様な人材の活躍推進）
- (2) 地域のまちづくりにおける各種団体の連携強化と継続性のある取組の確保
- (3) ボランティア、NPO等との協働を生かした仕組みづくり
- (4) 障がい者や高齢者などの雇用・就業、自立への支援
- (5) ユニバーサルデザイン（だれもが無理なく利用できるサービス）の実現
- (6) 男女共同参画の視点
- (7) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）への対応
- (8) 地理的なハンディキャップの克服や行政手続きの簡素化などのICT活用
- (9) 市民意識調査におけるアンケート結果等の市民の声（ニーズ）
- (10) 人口減少社会を見据え、国富町及び綾町と構成する連携中枢都市圏の中心都市として、さらには、県都及び中枢中核都市としての役割を果たすための県内市町村との広域連携（圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集約、圏域全体の生活関連機能サービスの向上）
- (11) 国内向けの取組に加え、インバウンドをターゲットにした国外から外貨を稼ぐ視点と取組

6 組織改編への対応と人件費縮減の取組

定員及び組織については、より一層効率的かつ効果的な事務執行体制の確立を推進する観点から、行政の役割や組織のあり方を見直すとともに、徹底した事務事業の見直しやアウトソーシングによる業務量の縮減を図り、「定員適正化計画」に基づく適正な職員の配置に取り組む。

7 公共施設の適正な経営

公共施設（公の施設、庁舎などのいわゆるハコモノと道路、橋梁などのいわゆるインフラ）については、「宮崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、「総量の最適化」及び「質の向上」を進めるとともに、「投資の厳選」を図り、公共

施設の適正な経営を推進する。

なお、ハコモノについては、優先度の高い施設から集中的に改修等を行い、損傷判明後に修繕を行う事後保全型の維持管理から、施設・設備の特性に応じて行う予防保全型の維持管理にシフトしていくことで、修繕更新費用の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図っていく。

また、インフラについても、ストックが増大し老朽化が進行する中で、維持更新費用の増大が見込まれることから、計画的かつ効率的な整備や維持・管理を行っていく。

8 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

(1) 特別会計については、積み上げによる要求とするが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰出金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上する。

また、常に使用料等の見直しに努め、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化を図り、一般会計と同様の視点に立ち、予算のスリム化等に努める。

(2) 企業会計についても、一般会計に準ずることとするが、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立って、経営の健全化に努める。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を基本とし、基準外繰出金の削減に努める。

9 公益法人等の経営の健全化

(1) 本市が出資、補助等を行っている公益法人等については、その設立の趣旨に鑑み、「外郭団体の指導に関する指針」に基づき、組織機構の見直しや経営の合理化など、長期的見通しに基づく健全経営を行うよう要請する。また、本市の給与制度を準用している団体については、本市の給与制度に改正があった場合には各団体への情報提供に遺漏がないよう努め、各団体における給与制度の見直しを要請する。

なお、予算編成に当たっては、自主財源の確保、管理的経費の縮減、委託事業・補助事業の見直しなどについて、各団体の自主性を尊重しつつ適正化に努め、安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導する。

(2) 当該団体の基本財産等についても、確実かつ有利な方法で運用するようきめ細やかに指導する。

10 市民への説明責任

事業の実施に当たっては、市民への説明責任を果たすことが不可欠であることから、市民の視点から事業のわかりやすさ、周知の手法に配慮しつつ、事業の実施方法やスケジュールなどについても十分検討する。

11 国の補正予算への対応

国が補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針について別途通知する。